

36協定届様式（2024年4月1日以降適用新様式）

1

2019年施行の、改正労基法36条2項で、時間外労働の限度時間が法定化されています。

建設業、自動車運転業、医業に従事する医師等については、5年間、その適用を猶予されていました。（改正労基法139条～141条※）

※正確には142条（鹿児島県、沖縄県の製糖業）を含みます。

資料の目的に照らして説明を割愛しています。

適用猶予の間に、猶予事業に従事する者については「上限時間」等につき、個別の事情をふまえた検討が続けられ、決定されました。

2024年4月1日以降適用されるようになります。

厚労省のホームページにおいて、2024年4月1日以降を始期とする36協定締結にあたり使用する様式が掲載されています。

◇新36協定届様式（2024年4月1日以降適用される新様式を含む）

[主要様式ダウンロードコーナー\(労働基準法等関係主要様式\)](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

全4枚：医療機関の労務担当を念頭にした情報提供を目的としております。

許可なく本シートを転用転載をしていただくことはご遠慮願います。

36協定様式（限度時間等適用猶予事業の場合）

		令和6年3月31日まで		令和6年4月1日以降	
手続き	根拠法令	様式	根拠法令	様式	
時間外労働・休日労働に関する協定	労基法36条1項 労規則16条1項	限度時間内での時間外・休日労働を行わせる場合【一般条項】 （様式第9号）			変更なし
時間外労働・休日労働に関する協定	労基法36条1項 労規則16条1項	限度時間内を超えて時間外・休日労働を行わせる場合【特別条項】 （様式第9号の2）			変更なし
新技術・新製品の研究開発業務（適用除外）時間外／休日労働に関する協定	労基法36条1項、11項 労規則16条2項	新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合 （様式第9号の3）			変更なし
適用猶予事業・業務についての時間外労働・休日労働に関する協定届等 一建設事業 一自動車運転業 一医師 等	労働基準法139条（建設業） 労働基準法140条（自動車運転業） 労働基準法141条（医師） により、労基法36条1項の読み替えがおこなわれている事業・業務 労規則70条1項	適用猶予事業。業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合 （様式第9号の4） ※限度時間や上限時間規制の適用猶予されているため、一般労働者とは異なる様式第9号の4を使用。			令和6年4月以降適用される上限規制を踏まえた新様式・改定様式へ。 事業毎に様式分け。 次頁のとおり。

医療機関に従事する労働者（医師を含む） 36協定

		令和6年4月1日以降	
手続き		根拠法令	様式
適用猶予事業・業務についての時間外労働・休日労働に関する協定届等 一建設事業 一自動車運転業 一医師 等	建設業務を含む場合	労基法139条 労規則70条1項	限度時間内で労働を行わせる場合【一般条項】 (新様式第9号の3の2)
		労基法139条 労規則70条1項	限度時間内を超えて労働を行わせる場合【特別条項】 (新様式第9号の3の3)
	自動車運転業務を含む場合	労基法140条 労規則70条1項	限度時間内で労働を行わせる場合【一般条項】 (新様式第9号の3の4)
		労基法140条 労規則70条1項	限度時間内を超えて労働を行わせる場合【特別条項】 (新様式第9号の3の5)
	医師(労基法141条に規定する医師)を含む場合	労基法141条 労規則70条1項	限度時間内で労働を行わせる場合【一般条項】 (改定様式第9号の4)
		労基法141条 労規則70条1項	限度時間内を超えて労働を行わせる場合【特別条項】 (改定様式第9号の5)

医療機関に従事する労働者（医師を含む） 36協定

～2024年3月31日	2024年4月1日～
<p>様式第9号（一般労働者・一般条項） 000810280.pdf (mhlw.go.jp)</p> <p>記載例 36協定届の記載例（様式第9号（第16条第1項関係）） (mhlw.go.jp)</p>	<p>同左</p>
<p>様式第9号の2（一般労働者・特別条項） 000810285.pdf (mhlw.go.jp)</p> <p>記載例 36協定届の記載例（特別条項）（様式第9号の2（第16条第1項関係）） (mhlw.go.jp)</p>	<p>同左</p> <div data-bbox="1483 622 1870 768" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>2024年4月1日以降を有効期限の始期とする36協定締結時に使用するもの</p> </div>
<p>様式第9号の4（適用猶予事業） 000982943.pdf (mhlw.go.jp)</p>	<div data-bbox="977 801 1870 1353" style="border: 2px solid brown; padding: 10px;"> <p>改定様式第9号の4（法141条の医師・一般条項） ※筆者注）左欄と同じ様式番号が使用されているが記載内容は変更されている。協定対象者に労基法141条の医師を含む場合の、医師用様式 9-4.pdf (mhlw.go.jp)</p> <p>改定様式第9号の5（法141条の医師・特別条項） 9-5.pdf (mhlw.go.jp)</p> <p>記載例 001458064.pdf (mhlw.go.jp)</p> </div>
<p>該当する様式なし</p> <p>※筆者注）2023年7月現在、同じ様式番号の帳票がある。その内容は右欄の改定様式9号の5とは異なっている。建設業、自動車運転業、医師等、限度時間等の適用猶予されている事業の対象労働者については現在、上記の様式第9号の4を使用中。</p>	